

令和3年度 介護保険 事業特別会計決算

問い合わせ 介護保険課 介護保険係(☎内線372)

介護保険制度は、高齢化や核家族化の中、介護を社会全体で支える目的で2000年に創設されました。

介護保険では、市の一般会計とは別に独立した「介護保険事業特別会計」を設けて運営しています。被保険者の皆さんからの介護保険料を保険給付費の支払いや介護予防事業に充てるなど、相互扶助で成り立っています。介護や支援が必要になったときに、安心してサービスを受けられる仕組みです。

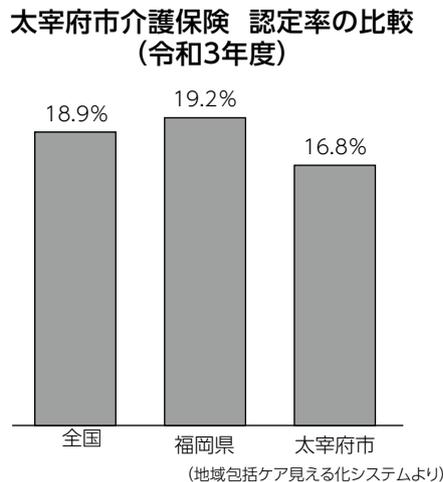
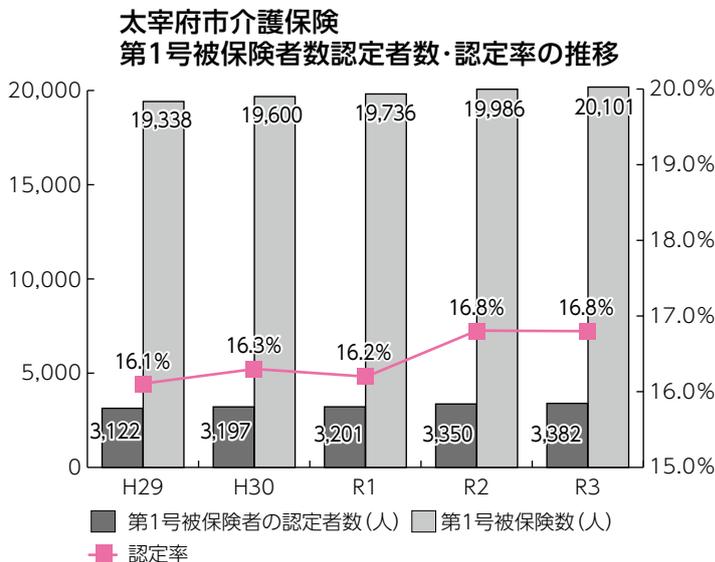
本市の現状と介護保険事業の運営状況を把握してもらうために、決算状況、要介護認定や給付費の推移をお知らせします。

被保険者数、認定者数はともに増加

被保険者は65歳以上の人(第1号被保険者)と40歳～64歳までの医療保険に加入している人(第2号被保険者)です。

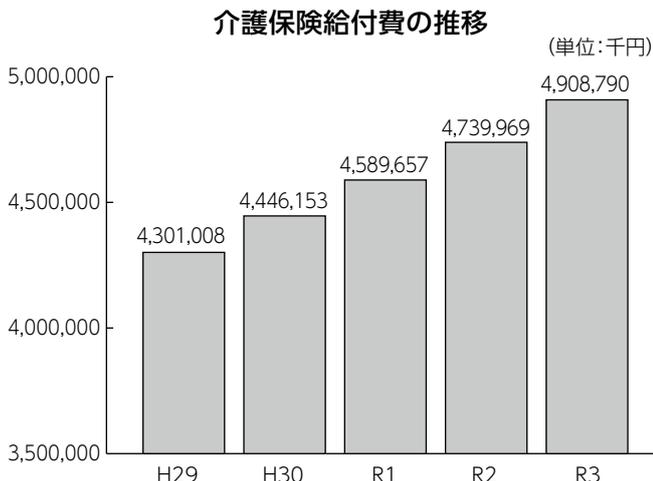
令和3年度末時点、本市の第1号被保険者は20,101人。そのうち要介護(要支援)認定を受けた人は3,382人、認定率は16.8%、約6人に1人が要介護(要支援)認定を受けています。

全国や福岡県と比較すると本市は低く推移していますが、高齢者人口の増加により介護や支援を必要とする人も増加傾向にあります。



介護保険給付費の推移

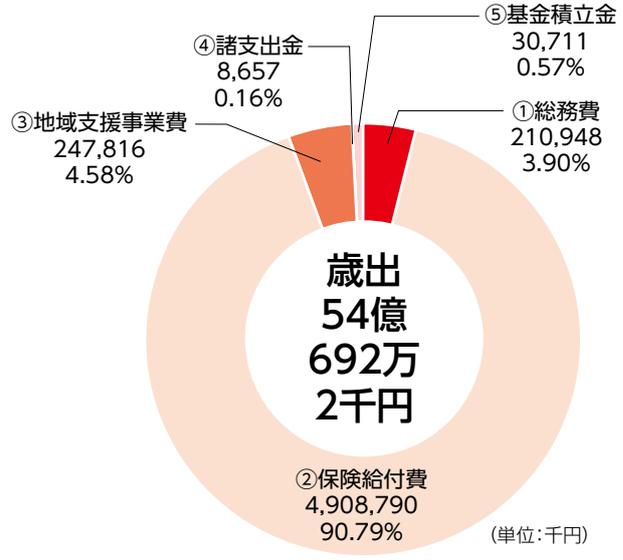
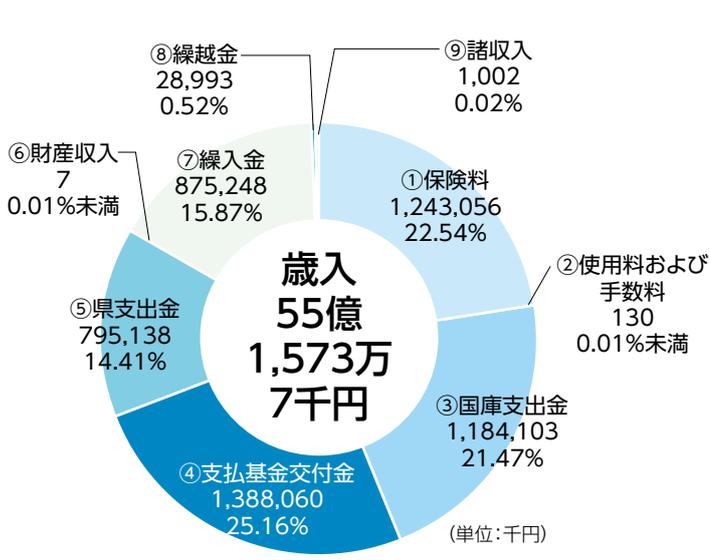
介護保険サービスを利用する場合、所得に応じて1割～3割が利用者負担ですが、残りの9割～7割は保険給付で賄われ、保険料や公費が充てられています。全国的な介護報酬の引き上げや認定者数の増加で保険給付費は上昇し、平成29年度は約43億100万8千円でしたが、令和3年度は約49億879万円と5年間で約6億円、約14%増加しています。



介護保険給付費の種類

種類	内容
介護給付費	要介護の人に提供されたサービスに係る費用
予防給付費	要支援の人に提供されたサービスに係る費用
特定入所者介護サービス費など	低所得者が施設やショートステイを利用した際の食費・居住費の補足給付
高額介護サービス費など	利用者の介護サービス負担が一定の上限を超えた場合に払い戻される費用
高額医療合算介護サービス費など	利用者の介護保険と医療保険の負担が一定の上限を超えた場合に払い戻される費用
審査支払手数料	国民健康保険団体連合会に支払う審査支払手数料

歳入約55億1,573万7千円、歳出約54億692万2千円で、約1億881万5千円の黒字となりました。



① 保険料	第1号被保険者の保険料
② 使用料および手数料	指定事務にかかる手数料など
③ 国庫支出金	介護(予防)給付・地域支援事業に必要な国の負担金など
④ 支払基金交付金	第2号被保険者の介護保険料に相当する交付金
⑤ 県支出金	介護(予防)給付・地域支援事業に必要な県の負担金など
⑥ 財産収入	積立金の利子
⑦ 繰入金	介護(予防)給付・地域支援事業および人件費等に必要な市の負担金
⑧ 繰越金	前年度から繰越した剰余金
⑨ 諸収入	延滞金やその他雑入

① 総務費	人件費や事務費など、介護保険事業運営にかかる経費
② 保険給付費	介護(予防)給付に必要な経費
③ 地域支援事業費	地域支援事業に必要な経費
④ 諸支出金	保険料の還付金など
⑤ 基金積立金	財源の不均衡を調整するための積立

歳入の概要

歳入の主なものには、第1号被保険者が納める保険料(歳入の約23%)、国庫支出金(歳入の約21%)、第2号被保険者保険料相当の交付金である支払基金交付金(歳入の約25%)、県支出金(歳入の約15%)、一般会計からの繰入金(歳入の約16%)などがあります。

歳入の概要

歳出の主なものには、介護サービス費などの支払いにあたる保険給付費(歳出の約91%)、介護予防事業や地域包括支援センターの運営費を含む地域支援事業費(歳出の約5%)などがあります。

介護保険給付費の適正化に向けて



介護保険給付費の適正な執行は、適切で必要なサービス確保につながります。持続可能な制度運営のため、市ではケアプランを点検し、給付適正化へ取り組んでいます。年に2回、サービス内容や利用者負担額などを記載した「介護給付費のお知らせ」(はがき)を送付しています。サービス利用がある人は、記載内容が利用した介護サービスであるか確認してください。

第三者行為(交通事故など)で介護サービスを受けるときは



第1号被保険者が交通事故などの第三者行為で状態が悪化し、介護保険サービスを受けた場合、保険給付にかかった費用は加害者が負担するべきものとなります。市が一時的に立て替えた後に加害者に請求しますので、第三者行為に該当する場合は市へ届け出てください。

11月11日は介護の日「いい日、いい日、毎日、あったか介護ありがとう」



厚生労働省は、介護の理解と認識を深め、介護サービス利用者とその家族、介護従事者などを支援するとともに、地域社会での支え合いや交流を促進する観点から、毎年11月11日を介護の日としています。これを機会に身近な介護について考えてみませんか。